

## 柏原市子育て世帯住宅取得補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、転入した者に対して市内に住宅を取得するための費用の一部を補助することにより、柏原市への若者の移住・定住を促進し、本市における定住人口の増加、バランスのとれた人口構成の実現、地域社会の活性化、空き家の活用による住宅関連産業を中心とする市内産業の活性化、祖父母世代の生きがいの向上・孤立防止及び孫世代の情操教育の充実に資するため、市が交付する子育て世帯住宅取得補助金(以下「補助金」という。)について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 新たに柏原市の区域内に住所を定めることをいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供する一戸建てで、玄関、居室、便所、風呂及び台所を備えており、次のいずれかの要件に該当する建築物をいう。
  - ア 延床面積が50平方メートル以上であること。
  - イ 延床面積の2分の1以上に相当する部分を、専ら自己の居住の用に供しており、当該部分の延床面積が50平方メートル以上であること。
- (3) 住宅取得 自己の居住の用に供するため、本市において住宅を購入(相続・贈与とみなされる場合を除く。)し、当該住宅について不動産登記法(平成16年法律第123号)に基づく所有権の登記をすることをいう。
- (4) 子育て世帯 補助金の交付を申請する日において次に掲げるいずれかに該当する世帯をいう。
  - ア 小学生以下の子がいる世帯
  - イ 世帯主又は配偶者が妊娠中の世帯
- (5) 祖父母世代 子育て世帯の世帯主又はその配偶者の親をいう。
- (6) 市税 柏原市から賦課された市民税、固定資産税及び都市計画税並びに軽自動車税をいう。

### (交付の対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、交付対象となる住宅を取得し、転入した子育て世帯の世帯主とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 祖父母世代のいずれもが柏原市に居住(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により、住民基本台帳に記録されていることをいう。第3号において同じ)していない場合。
- (2) 同居する世帯員の中に市税を滞納している者がいる場合。
- (3) 子育て世帯の世帯主が、本市に転入した時点から遡って1年未満の期間に本市に居

住していた場合。

(4) 同居する世帯員のいずれかが、柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者に該当している場合。

(5) 既にこの要綱による補助金の交付を受けている場合。

2 補助金の交付の対象となる住宅は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 新たに取得した住宅であり、現に居住の用に供していること。

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。

(3) 当該住宅の建物登記事項証明書の権利部（甲区）に記載されている所有権割合（補助金の交付を受ける者、その配偶者又はそれら両者の所有権割合の合計）が5割以上であること。

(4) 当該住宅取得時の売買契約金額（土地代を含む。）が300万円以上であること。

（補助の限度）

第4条 補助金の交付は、予算の範囲内において行う。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、10万円とする。

（交付申請）

第6条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、住宅取得をした日から6か月以内に子育て世帯住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 建物登記事項証明書の写し

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 不動産売買契約書等の写し

(4) 同意書（様式第3号の1及び様式第3号の2）

(5) 居住用面積が明らかになる図面及び計算書（第2条第2号イに該当する場合）

(6) 確認済証の写し（新たに住宅を建築した場合）

(7) 本人又は配偶者と本市に居住している祖父母世代との親子関係を証する書類（祖父母世代の本籍が本市にない場合）

(8) 母子手健康手帳の写し等、妊娠が確認できるもの（妊娠中の者がいる場合）

(9) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）したときは子育て世帯住宅取得補助金交付

決定通知書（様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定したときはその理由を付して、子育て世帯住宅取得補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払方法）

第8条 前条の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、子育て世帯住宅取得補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、口座振替の方法により速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認める理由があるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消された者に対し、子育て世帯住宅取得補助金交付取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させるときは、補助金を返還すべき者に対し、子育て世帯住宅取得補助金返還命令書（様式第8号）により通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（柏原市子育て世帯中古住宅取得補助金交付要綱の廃止）

2 柏原市子育て世帯中古住宅取得補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の柏原市子育て世帯住宅取得補助金交付要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に本市に転入した申請者に適用し、同日前に本市に転入した申請者については、なお従前の例による。